



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱戦 Vol.81

武漢のnext成長産業－健康産業の振興計画
「大健康産業発展計画（2019-2035）」について

貿易実務

貿易協会シリーズ

貿易協会シリーズ

貿易取引に関する本論（つづき）

国際的生産連携 －OEM契約 16－

国際OEM契約で開示される営業秘密、秘密情報の保護管理について

お知らせ

セミナー

ジェトロ世界貿易投資報告セミナー@APU開催のご案内

セミナー

「スペイン経済と進出日系企業を取り巻くビジネス環境」

セミナー

大分港大在コンテナターミナル利用セミナー開催のご案内

セミナー

香港ビジネスセミナー ～香港の現状と今後のビジネスについて～

統計

平成31年度 大分県の貿易

vol.127

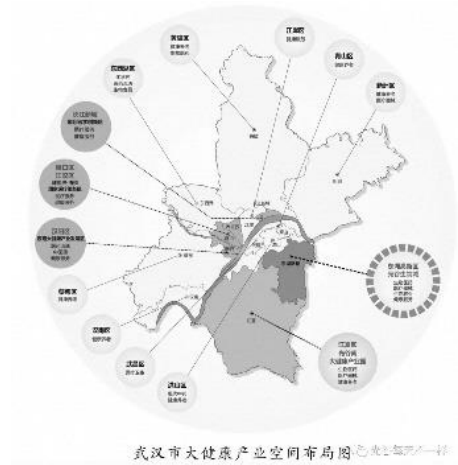
2019 November.-December.

武漢のnext成長産業－健康産業の振興計画 「大健康産業発展計画（2019-2035）」について

大分市武漢事務所 賈 芳

健康は、老若男女を問わず最も関心のあるテーマかも知れませんが、とても大きなテーマに関する産業振興政策が、このほど、武漢市で始動しました。今回は、最新のホットな情報の一端をご紹介します。武漢市は、健康産業を「大健康産業」と表現し、次代を担う産業として、また名前どおりのギガ級の健康産業クラスターを構築する「大健康産業発展計画（2019-2035）」を公表しました。そのたてつけは、習近平新時代の中国の特徴ある社会主義理念をコンセプトに、第19回党大会の精神に沿って、「健康中国」、「健康湖北」を実現していくために、武漢市の優れた研究開発ソースを活用してダイナミックに産業化していくとすることです。その対象は、健康に関するあらゆる分野、つまり全方位型で、全てのライフサイクルにかかわる「大健康産業チェーン」の構築を推進するとしています。

武漢市内に5番目の国指定の新産業拠点として、世界レベルの健康産業クラスターを形成させ、武漢市の「大健康産業」を発展させていくとすることです。



武汉市大健康产业空间布局图

武汉市大健康産業 全体図

この計画の中で、武漢は以下の「5つの一番」を目指すとしています。

- ①国内トップレベルの健康産業クラスターの形成
- ②世界トップレベルの健康博覧会の開催
- ③特色ある健康産業研究開発センターの整備と個別分野での世界トップレベルの革新能力の集積
- ④中部地区最大の国際医学革新特区の整備と世界レベルの医療サービス
- ⑤トップレベルの産業革新人材の受入システムの構築と人材育成チェーンの形成

具体的には、KPIとして2025年までに全市の大健康産業の総収入を8,000億元（12兆8千億円 1元＝16円計算）とし、年商100億元（1,600億円）企業を5社から8社育成し、うち500億元（8,000億円）企業を2社から4社育成していくこととし、合理的で明確な健康産業集積地の形成が目標となります。

2030年までの目標は、大健康産業の総収入は1兆4,000億元（22兆4千億円）に達し、世界的な健康産業クラスターとなり、遺伝子工学薬、肝細胞治療、遺伝子検査、デジタル医学映像、光電子医療設備、医療ロボット及びAI医療など、特色ある分野で国際的に優れた立ち位置を築くとしています。

2035年までに、大健康産業の総収入は2兆元（32兆円）に達し、武漢市は中国の中心都市に肩を並べ、健康促進型社会の形成にマッチした経済構造の確立、国内トップレベルの関連産業の集積レベルを実現させ、武漢市は世界のバイオ医薬品チェーンや医療器械産業チェーンを結ぶ重要な大結節点となるべく奮闘するとしています。

表 1 武汉市大健康产业主要领域收入指标

单位:亿元				
项目指标	2018 年	2025 年	2030 年	2035 年
生物医药	400	1500	3000	5000
医疗器械	100	500	1000	2000
医药流通	1000	2000	4500	6500
生物农业	400	1000	1500	2000
健康服务	1500	3000	4000	4500
总计	3400	8000	14000	20000

注:上述数据除医药流通领域外,其他领域的测算数据参照了《武汉建设世界级生物医药及医疗器械产业集群规划方案》《“健康武汉 2035”规划》《武汉·中国种都发展规划(2017—2025 年)》等已出台规划。

産業収入指数

戦略上の産業構成として、「優位性の発揮、特色を強調、合理的な分業、互惠」の原則の下、バイオ医薬品、医療機器、医薬流通、バイオ農業とヘルスサービス産業の5分野が水平協働で発展していく「一城一園三区」戦略を打ち出しています。

「一城（一つの都市、まち）」は光バレーバイオタウンで、大健康産業のリーディング拠点となります。主に経済経営活動、革新的医薬品・ハイエンド医療器械・バイオ農業製品の研究開発、革新性のある企業の孵化、産業チェーンの分業形態の革新、技術革新のためのプラットフォーム支援、パイロット政策の試行など全市の政策推進エンジンの役割を果たすことになります。

「一園（一つのパーク）」は光バレーサウス大健康産業パークです。既存の光バレーバイオタウンがオーバーフロー状態であることから、バイオ医薬品、医療器械の量産エリアと位置づけており、短期戦略上、急速な発展が期待できる産業パークとなると言われています。

「三区」は漢陽大健康産業発展区、環同济－協和国家医療サービスエリア、武漢長江ニュータウン国際医学創新区の三区を指します。漢陽大健康産業発展区は医薬品流通システムの構築と漢方薬の研究開発を重点的に行うエリアとなっています。

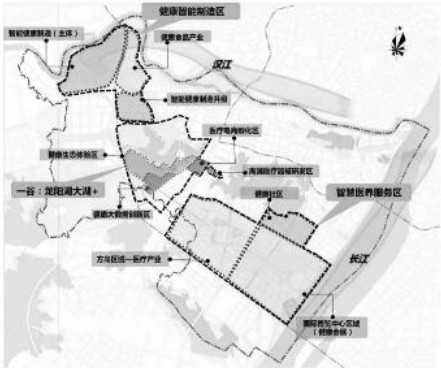
環同济－協和国家医療サービスエリアは、実力、歴史とともにある二つの大学病院のハイスpekな医療施設・施設を受皿とした臨床研究拠点とされています。

武漢長江ニュータウン国際医学創新区は、医学的見地からの研究開発、生産、育成に特化したエリアで、創業を含めた企業産業活動との融合を図るとしています。

「一城一園三区」戦略により、市内各所で特徴ある健康産業がさらに規模を拡大し、点から線、線から面へと発展していく道筋が明らかになっています。

武漢のnext成長産業－健康産業の振興計画 「大健康産業発展計画（2019-2035）」について

大分市武漢事務所 賈 芳



漢陽大健康產業發展區空間布局圖

漢陽大健康產業發展區 全体図



光谷生物城空間布局圖

光谷生物城 全体図

このほかに、市内全域で健康長寿、健康管理を浸透、定着させていくために豊かな自然環境と利便性のある公共交通という武漢の特徴をいかした「+湖」、「+山」、「+地下鉄」、「+都市軌道」による健康長寿、保健産業を振興させていくことにしています。具体的には、夏王朝史跡「盤龍城」や名勝「柏泉」、「後官湖」、「青龍山」、「五里界」、「倉埠」の6か所を健康小町として指定し、健康、長寿、リハビリ、リフレッシュ、旅、知に関する産業を複合的に振興するとしています。

「大健康産業」の振興は、単に武漢市の発展策というだけでなく、市民生活にも身近な政策といえます。長期計画ですが、期待膨らむ市井の市民に、今後どのような恩恵や変化が届けられるのか楽しみです。



武漢長江新城國際醫學創新區空間布局圖

江新城國際醫學イノベーション区 全体図

貿易取引に関する本論

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

貿易取引に関する本論

3) 数量条件

(1) 数量単位

数量単位には重量（Weight）、容積（Measurement）、個数（Piece）、包装単位（Package）、寸法（Size）などがあり、それらの単位を用いて取引を行っている。しかし単位は国・地域または商慣習により解釈の異なる場合があり誤解のない表記をすべきである。重量を表示する際には総量（Gross Weight）によるのか、純量（Net Weight）によるのかについても明確にすべきである。

例えば、「For the purpose of calculation 1,016.05 kilograms (kg) equals a long ton of 2,240 English pounds (lbs). The word “tonne” means a metric ton of 1,000 kilograms or 2,204.6 English pounds (lbs).」〔対訳：算定のために、1,016.05キロは2,240英国ポンドのロングトンと同等である。トンという用語は、1,000キロのメトリックトンもしくは2,204.6英国ポンドを意味する。〕と規定する。重量表示が行われる場合、「When the terms of long ton is used, the business shall be concluded at the net weight of 2,240 lbs. or 1,016.05 kilograms per long ton.」〔対訳：ロングトンという語句が使用される場合には、取引は、1ロングトン当たり正味重量2,240ポンドまたは1,016.05キログラムで締結されるものとする。〕と規定する。

(2) 数量保証の決定時期

売主はどの時点まで数量保証を行うのかについて明示すべきである。それがない場合商慣習に従い、それもない場合にはトレード・タームズの原則に従うことになる。実際には船積数量条件（Shipped Quantity Terms）または陸揚数量条件（Landed Quantity Terms）で取り決めることが多い。前者は船積時点を数量保証の決定時期とする条件で、後者は陸揚時点をその決定時期とする条件である。またいずれの条件をとるにせよその時点で契約通りの数量を保持していたのか否かの検査・検量を行うべきであり、その検定機関とそれが発行する証明書の有効性についても明示しておくべきである。

例えば、「Unless otherwise specified, the shipping weight and/or count at the time and place of shipping shall be final.」〔対訳：他に特記なき限り、船積み時と場所での船積み重量およびもしくは個数が最終的なものとされるべきこと。〕と規定する。

(3) 数量過不足許容

原則的に契約数量と引渡数量は一致しなければ契約違反となる。しかし油類や穀物類では商品の性質上両者が一致しない場合があり、それに備えて数量過不足許容約款（More or Less Clause）（例えば、10% more or less）を取り決めるべきである。とくに概数表示語（例えば、Aboutなど）を付ける場合には、売買両当事者にとって解釈の不一致にならないように留意すべきである。

例えば、「Quantity set forth in this contract is subject to a variation within XX per cent (XX%) more or minus at the Seller's option.」〔対訳：本契約書で記載された数量は、売主の選択により、XXパーセントの過不足の範囲内によるべきものとする。〕と規定する。概数表示語が付けられる場合、「When the word “about” is used in the contract with reference to the contract quantity it shall mean two per cent more or less in the option of the party whose obligation it is to arrange the transport.」〔対訳：「約」という用語が契約数量に関して契約中で使用される場合、運送手配の義務をゆうする当事者の選択により2パーセントの過不足を意味するものとする。〕と規定する。

4) 船積（引渡）条件

船積時期、船積日の立証方法などについて取り決めなければならぬ。

船積時期としては、特定の月（例えば、May Shipment）または連月（May/June Shipment）で取り決めることが多いが、特定の船積期間とする場合もある。例えば、「Products shall be shipped within thirty (30) days after the date of this Agreement, except as otherwise agreed upon.」〔対訳：契約品は、別に合意する場合を除き、本契約の日付後30日以内に船積みされるものとする。〕と規定する。また船積期日として特定日を定めるのは通常売主にとって不利な取り決めとなろうが、例えば、「Any shipment made within fifteen (15) days after date specified for shipment shall be deemed as a contracted delivery.」〔対訳：船積みのための特定日後15日以内に行われる船積みは契約通りの引渡とみなされるものとする。〕と規定する場合には、売主にとってまだましな取り決めとなろう。しかしこれらは決済条件とは別個の取り決めとなっており、売主は代金の回収に不安を覚える。したがって信用状取引の場合船積時期は決済条件と抱き合わせた形で取り決めるべきである。例えば、

「The delivery date is understood to be within six (6) months after receipt of the Letter of Credit issued by the bank agreed between the parties hereto.」〔対訳：引渡期日は本契約当事者間で合意した銀行が発行した信用状の受領後6カ月以内であると了解されるものとする。〕、さらに信用状の開設時期まで盛り込んで「Shipment shall be effected within thirty (30) days after receipt of L/C to be opened latest by the end of May.」〔対訳：船積みは5月末日までに開設された信用状の受領後30日以内に行われるものとする。〕と規定する。

また船積日が規定された船積期間中に行われたか否かの立証方法についても明記する。通常運送書類の日付をもって船積日とみなされるがその旨を明示しておくべきである。また運送の手配についての取り決めるを行うこともある。例えば、「The date of Bill of Lading shall be considered as conclusive of the date of shipment.」〔対訳：船荷証券の日付けは確定船積日とみなされるものとする。〕と規定する。

また分割船積みおよび積み替えを許容するのか否かについて明示すべきである。例えば、「Partial shipment and/or transshipment shall be permitted unless otherwise stated in the contract.」〔対訳：分割積みおよびまたは積み替えは、契約に別の記載がない限り、許容されるものとする。〕

国際OEM契約で開示される営業秘密、
秘密情報の保護管理について

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター Board Member, Mediator

大貫 雅晴

国際OEM契約交渉では、OEM製品の製造、加工に係る、仕様書、見本、技術資料の開示、工場見学などが伴うことになる。これらは営業秘密、秘密情報が含まれることが多い。これらが特許権等で権利化しておれば心配ないが、ノウハウ等の営業秘密の場合には、その秘密性、秘密保護管理が重要である。営業秘密、秘密情報の法的保護は不正競争防止法による保護と契約法上の保護がある。

1. 不正競争防止法による「営業秘密」の保護

営業秘密は日本では不正競争防止法で保護される。営業秘密の定義について、不正競争防止法第2条6項では、「営業秘密」の定義を次のように設けている。

- ①秘密として管理されていること（秘密管理性）、
 - ②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術情報又は営業上の情報であること（有用性）、そして
 - ③公然として知られていないもの（秘密性、非公知性）
- 上記の秘密管理性、有用性、非公知性の三要件を全て満たすことを条件に、不正競争防止法上の法的保護を受けることができる。

営業秘密の不正競争行為については、不正競争防止法2条1項に、営業秘密の不正競争行為として第4号から10号までの類型が規定されている。

同第4号で示される不正競争行為は、①窃盗、詐欺、脅迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（不正取得行為という）又は②不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為である。営業秘密のうち技術上の秘密については、同第10号で、その技術上の秘密を使用することにより生じた物を譲渡し、引渡し、譲渡又は引渡の為に展示し、輸出し、輸入する行為を不正競争行為としている。

営業秘密の侵害に対する民事上の救済措置としては、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害する恐れがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができるとして、差止請求の救済措置、及び損害賠償請求の救済措置がある。

刑事上の措置としては、営業秘密侵害罪として10年以下の懲役、罰金、個人2千万円（海外3千万）、事業主5億円（海外10億）以下の罰金が科せられる（同法第21条第1項）。

2. 営業秘密の国際的保護

営業秘密の国際的保護に関しては、WTO TRIPS協定（「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」）第39条（開示されていない情報の保護）に秘密情報の保護の規定があり、WTO加盟各国は秘密情報の保護制度をもうけることを義務づけられている。従って、WTO加盟諸国は同様の保護措置制度を設けており、前記の三要件（秘密管理性、有用性、非公知性）は諸外国においても実質的に営業秘密の保護の条件とされている。尚、同39条は、秘密情報の最低限の保護水準を示しており、同協定の加盟国の保護制度は各国独立した制度であり、その内容は異なるので、関係する国ごとの法制度を調査、確認する必要がある。

3. 契約による「秘密情報」の保護

前述の不正競争防止法の下での営業秘密の保護の他に、契約法上の保護がある。具体的には、当事者間で交わされる秘密保持契約書である。秘密保持契約書を締結する目的は、「不正競争防止法」や「営業秘密」とは関係なく、秘密保持契約書で「秘密情報」を定義して、当該情報の秘密保護の取り扱いを規律して、その秘密情報の保護ができることにある。

秘密保護の規律に違反した場合は、民法などの法的救済があり、契約違反として、損害賠償、差止の対象となる。秘密保持契約を締結するメリットは、

- ①営業秘密を開示した相手方に対して、秘密を保持して、第三者に開示しない、また、目的外に営業秘密を利用しないことを契約書に規律して拘束できること、
- ②秘密保持義務の規律に違反した場合、秘密保持契約違反を理由に損害賠償を請求できること、そして、
- ③秘密保持契約を結ぶことは、不正競争防止法に定義される営業秘密の三要件の一つである営業秘密の秘密管理の要件を満たすことになり、不正競争防止法による法的保護を受けることができることにある。

秘密保持契約は、契約交渉に入る前に、又は秘密情報を開示する前に締結されるものである。契約書の形式は様々であるが、当事者双方が各々守秘義務を負う契約（双務契約）と一方の当事者のみが守秘義務を負う契約（片務契約）に分かれる。

（次号から秘密保持契約書を取り上げる）

ジェトロ世界貿易投資報告セミナー@APU開催のご案内

ジェトロでは毎年「ジェトロ世界貿易投資報告」をまとめ、発表しています。
このたびジェトロは立命館アジア太平洋大学と共催で「ジェトロ世界貿易投資報告2019年版」に基づき、最新のデータや企業事例などを交えて説明するセミナーを学内で開きます。
今回は初の試みとして立命館アジア太平洋大学の留学生等を主な対象に加えることとし、英語でのセミナー開催とします。英語での開催に関心のある方はもちろん、貴社の外国人従業員やインターンの皆様にもご参加を声がけいただけるようお願いいたします。

日時：2019年11月13日(水) 16:00-17:30
場所：立命館アジア太平洋大学内 APハウス2 AP Hall
(留学生寮内。不明の場合は正門受付での入館登録時にお尋ねください) 別府市十文字原1-1
講師：ジェトロ海外調査部 国際経済課 山田広樹

参加申込書 Application for attendance
(please submit the following sheet by fax/email to OIT@jetro.go.jp by Nov. 12)
メールまたはFAXにて下記の申込書を送付ください 締切：11月12日（火）
お申込み先：(FAX) 097-513-1881 (メール) OIT@jetro.go.jp

フリガナ (n/a)		
貴社（団体）名 Company		
ご住所 Address	〒 -	
ご連絡先 Phone/Fax	TEL：（ ） - FAX：（ ） -	
参加者 1 Attendance 1	フリガナ(n/a)	部署名(department)
	お名前(Name)	お役職名(title)
	E-mail：	
参加者 2 Attendance 2	フリガナ(n/a)	部署名(department)
	お名前(Name)	お役職名(title)
	E-mail：	

ACCESS:
Please park your car at the guest parking then come up to the AP House 2 through the campus.
お車で来られる場合は、APハウスへ直接車を入れるのではなくキャンパスの守衛の受付で入構いただき、来客用駐車場に駐車したのちAPハウスに来場願います。



「スペイン経済と進出日系企業を取り巻くビジネス環境」

主催：大分経済同友会、ジェトロ大分貿易情報センター

ジェトロでは、大分経済同友会と共催でスペインビジネスセミナーを実施します。

国連世界観光機関（UNWTO：本部スペイン）によるとスペインは2018年に約8300万人の国際観光客到着実績（世界2位）があり、同国人口（4673万人）の1.8倍の観光客を呼び寄せていることになります。

外国人観光客誘致は地域の活性化や雇用の創出に貢献するところ、スペイン経済の現状と見通し、日系企業を取り巻くビジネス環境、現地観光産業のデータやインバウンド成功事例などについてご紹介し、県内経済活性化の参考としてスペイン経済を学ぶ機会としますので、是非ご参加いただきたくお願い申し上げます。

日 時	2019年11月20日（水） 14：00-15：30（13：30受付開始）
会 場	トキハ会館（6Fさくらの間）（大分市府内町2-1-4） ※駐車場には限りがございますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
参加費	無料
講 師	講師：日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシアCIS課長 田中 晋（たなか すすむ）
お申込み	メールまたはFAXにて ※下記の申込書を送付ください 締切：11月18日（月） お申込み先：（FAX）097-513-1881（メール） OIT@jetro.go.jp

フリガナ		
貴社（団体）名		
ご住所	〒 ー	
ご連絡先	TEL：（ ） ー FAX：（ ） ー	
参加者 1	フリガナ	部署名
	お名前	お役職名
	E-mail：	
参加者 2	フリガナ	部署名
	お名前	お役職名
	E-mail：	

※お問い合わせ先：ジェトロ大分貿易情報センター 二原、馬場（TEL）097-513-1868
 ※ご記入いただきましたお客様の個人情報は適切に管理するとともに、本セミナー運営のため、および、ジェトロ大分から今後セミナー等事業のご案内のために利用させていただきます。
 お客様の個人情報保護管理者：ジェトロ大分所長 TEL: 097-513-1868

大分港大在コンテナターミナル利用セミナー開催のご案内

この度、大分港大在コンテナターミナルの利用促進を図るセミナーを、下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙の折とは存じますがご出席を賜りますようお願いいたします。
なお、セミナー終了後、交流会(無料)を開催しますので併せてご出席をお願いいたします。

記

- 1日時令和元年11月22日(金)15:00~17:00
(交流会17:00~19:00)
- 2場所第一ホテル東京4階「プリマヴェーラⅡ」(セミナー)
21階「ルミエール」(交流会)
東京都港区新橋1-2-6
- 3内容
①大分港大在コンテナターミナルの概要
②外貿定期コンテナ航路の概要
〔南星海運、カメリアライン、長錦商船、神原汽船、愛媛オーシャン・ライン〕
③荷主企業による活用事例紹介〔パンパシフィック・カップー株式会社〕
- 4お申込先下記様式により11月15日(金)までに一般社団法人大分県貿易協会
あて、メール又はファックスでお願いします。
FAX:097-593-3338 E-mail:info@oita-fta.jp
- 5お問合せ一般社団法人大分県貿易協会 担当:伊藤 TEL:097-592-5932
大分県ポートセールス実行委員会(大分県土木建築部港湾課)
担当:平井 TEL:097-506-4617

一般社団法人大分県貿易協会 行
FAX番号:097-593-3338

大分港大在コンテナターミナル利用セミナー参加申込書

貴社名		
電話番号		
出席者 職氏名	(職)	(氏名)
	【交流会について】出席・欠席	
	(職)	(氏名)
	【交流会について】出席・欠席	

※交流会について、出席又は欠席に○をおつけ下さい。

香港ビジネスセミナー
～香港の現状と今後のビジネスについて～

香港では、これまでにない混乱が続いていますが、香港経済界においては、政治と経済を切り離した考えのもとビジネスが続けられています。政治的には今後どのような変革がおこるか、まだまだ不透明ではありますが、国際ビジネスや中国・東南アジアにおけるトレンド発信地としての香港の優れた機能は、有効に保持される見込みです。

本セミナーでは、香港貿易発展局から香港の現状とマーケット事情に関しての講演の後、香港で日本企業の対香港・中国進出及び貿易の際の各種サポートを行っているSN CorporationのLAU氏から、中華圏ビジネスの対処法やマーケットトレンド等についてのお話を伺います。

香港並びに中華圏におけるビジネス展開にご関心をお持ちの方々にとって、直接お話を伺う絶好の機会となっております。是非この機会にご参加ください。

- 日 時：2019年11月26日（火） 14：00～15：30
- 会 場：トキハ会館 5階「ローズ」
- 講 師：香港貿易発展局 大阪事務所次長 田中洋三 氏
SN Corporation (HK) Limited CEO Neon LAU 氏（日本語講演）
- 定 員：70名（定員になり次第、〆切ります）
- 参 加 費：無 料 （駐車場はトキハ第一・第二駐車場をご利用下さい）
- 申込方法：下記申込書に必要事項を記入の上、FAXにて11月15日（金）までにお申込みください
- 主 催：香港貿易発展局・一般社団法人大分県貿易協会
- 共 催：大分県・株式会社大分銀行
- 後 援：大分県アジアビジネス研究会・おおいた産品等海外ビジネス促進協議会
- お問合せ先：一般社団法人大分県貿易協会（伊藤） E-Mail：info@oita-fta.jp
TEL：097-592-5932 FAX：097-593-3338

香港ビジネスセミナー 参加申込書

大分県貿易協会宛（FAX：097-593-3338） 締切：11月15日（金）

貴社名： _____（業種： _____）

TEL： _____ FAX： _____ E-mail： _____

所属部署/役職名：	御芳名：
所属部署/役職名：	御芳名：

ご記入いただいた情報は適切に管理するとともに、本セミナーの運営の為に使用いたします。
個人情報保護管理者：（一社）大分県貿易協会 事務局長 TEL：097-592-5932

1. 平成31年8月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況（確報値）は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html

輸出額

671.1億円（前年同月比1.4%減、6ヶ月連続のマイナス）
鉄鋼、荷役機械、映像機器などが減少。船舶類、有機化合物などが増加。

輸入額

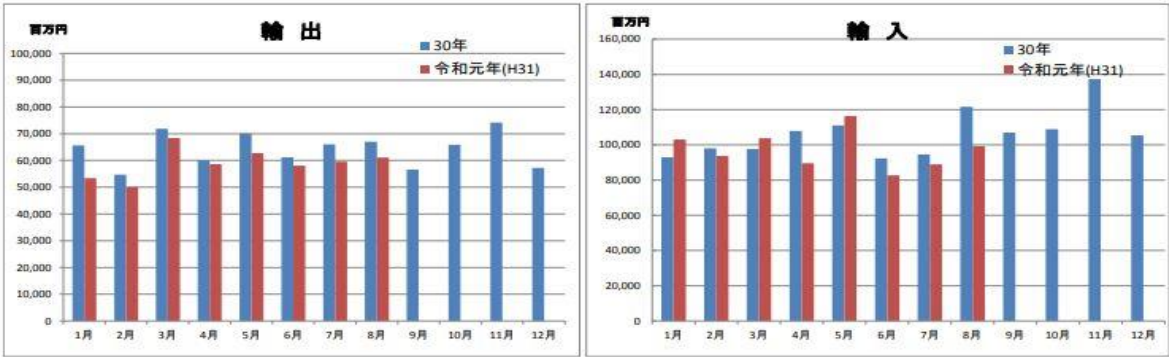
999.7億円（前年同月比17.7%減、3ヶ月連続のマイナス）
鉄鉱石、銅鉱、液化天然ガスなどが減少。原油及び粗油、石油コークスなどが増加。

(1) 港別輸出入額

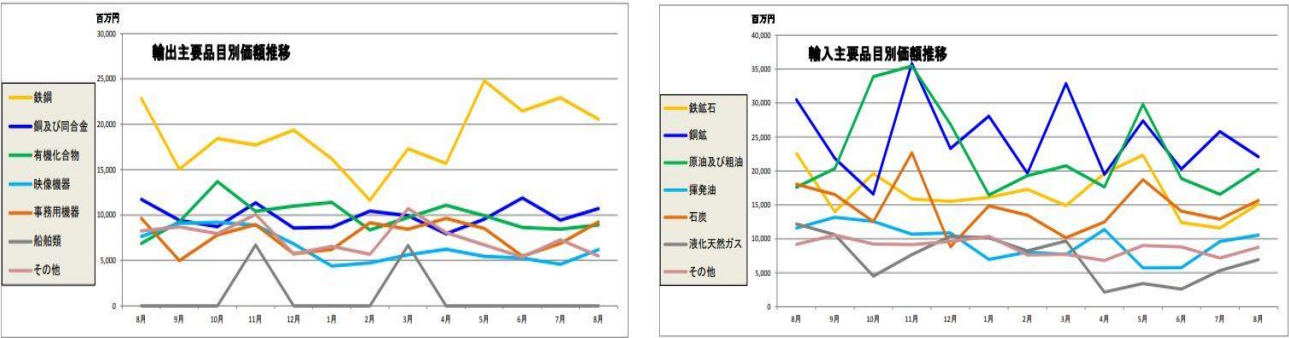
区 分	輸 出			輸 入			差引額	
	価 額	前年同月比		価 額	前年同月比		出・入超	価 額
大 分(大 分)	61,139	91.2	↓	99,334	82.3	↓	入超	38,195
佐 伯(佐 伯)	2,459	1,734.1	↑	176	32.7	↓	出超	2,284
津久見(津久見)	3,507	395.5	↑	464	174.5	↑	出超	3,043
大分空港(大分空港)	-	-		-	-		-	-
大 分 県	67,106	98.6	↓	99,973	82.3	↓	入超	32,867

※ 港別貿易額は、各官署の通関額合計による。また、大分の実績には佐賀関港・中津港の実績を含む。
※ 大分県の価額欄は、各港毎の千円単位までの合計数値から四捨五入で算出。
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値による。

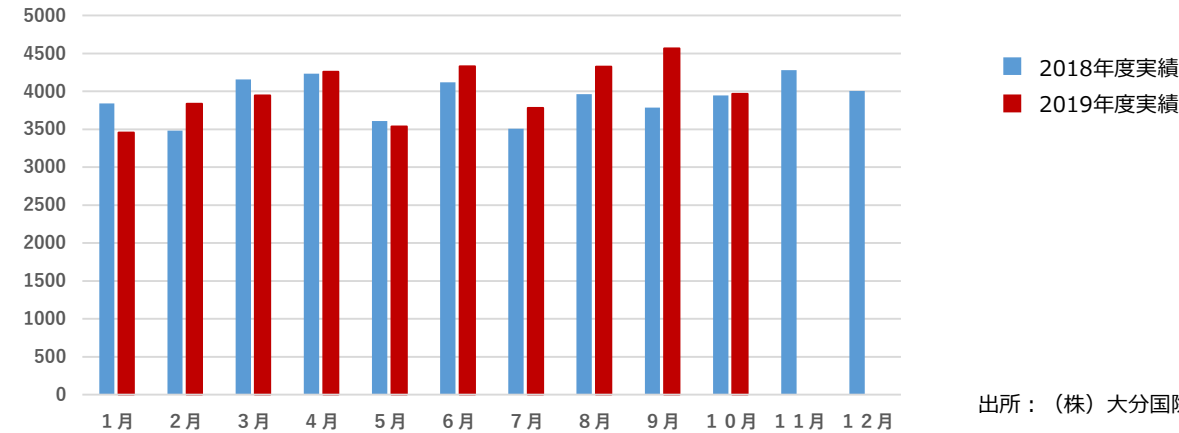
(2) 大分港貿易額推移



(3) 大分港輸出入主要品目



2. 大分港コンテナ取扱量推移



出所：（株）大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■ 海外の経済、貿易情報を入手したい

■ 海外投資に関する情報を収集したい

■ 海外出張のサポートを受けたい

■ 輸出品の販路を拡大したい

■ 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地

大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>